



パットワールド®

PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 8 3 2 0 1 2 年 0 2 月 0 1 日

台湾特許法施行細則改正について

今般、台湾特許庁（經濟部知的財産局）は、2011年12月21日公布の改正特許法に合わせて特許法施行細則の改正草案を公表致しました。

上記の改正特許法と同時に施行を予定しており、その主な改正点を下記のとおりご案内致します。

記

1. 細則の条文構成の並べ替え

例えば、総則、発明特許の出願及び審査、実用新案の出願及び審査、意匠の出願及び審査、特許権及び附則などの6章について順に規定するとともに、実用新案及び意匠について発明特許と共通する条文を準用する。

2. 国際的な法令を参考にした記載要件の様式の修正

例えば、米国、日本、欧州の三極庁に使用される申請書類の様式を参考にし、明細書に記載すべき事項を改める。

3. 申請書の様式の修正

例えば、分割出願、補正、訂正、訂正審判及び無効審判などの手続きに係る申請書について検討し修正するとともに、かかる申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類を明確に規定する。

4. 明細書及び必要図面の記載漏れに対する規定の修正

明細書及び必要図面の記載漏れ(落丁を含む)に対する規定を修正するとともに、発明、考案及び意匠の異なる適用の差異に基づき、それぞれ規定する。

5. 国際的な法令を参考にした単一性の規定の修正

6. 国際的な法令を参考にした明らかな誤記に対する職権訂正の規定の修正

7. 意匠保護の対象の拡大に伴う意匠説明に記載すべき事項及び図面に係る規定の修正

8. 無効審判制度の改正に伴う詳細及び技術に係る規定の新設

9. 特許主務官庁のなす強制実施権請求裁定書に強制実施権者の開示した実施情報を記載すべき規定の新設

10. 訂正審判事件及び無効審判事件の審決に係る公告事項の規定の修正

以上